

小値賀町議会第四回定例会
(第三日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会参事
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	一之	久也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫	

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成十九年十二月二十一日（金曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（宮崎良保議員・加山雅徳議員）
- 第二 議案第六二号 平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）
- 第三 議案第六三号 平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）
- 第四 議案第六四号 平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第一八号 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書案
- 第六 議案第一九号 地方交付税の復元及び地方税財源の拡充強化と偏在是正に関する意見書案
- 第七 議案第二〇号 高齢者の医療制度の改善を求める意見書案
- 第八 議案第二一号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第九 議案第二二号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十 議案第二三号 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十一 議案第二四号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・宮崎良保議員、二番・加山雅徳議員を指名します。

日程第二、議案第六二号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第六二号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）について説明いたします。

今回の補正予算は、特別交付税の十二月交付額の確定による補正及び小値賀交通バス購入事業による地方債の追加計上が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ八千七十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十八億一千七百四十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、小値賀交通バス購入事業による地方債一千二十万円の追加及び野崎島自然学塾村施設整備事業の限度額を、一千七百五十万円から一千八百万円へ五十万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、三款・利子割交付金、一項・利子割交付金、一目・利子割交付金を九十万円減額し、利子割交付金の総額を六十万円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税を五千二百九十九万五千円増額し、地方交付税の総額を十六億六千七百二十二万二千円としております。これは、特別交付税十二月交付分でございます。昨年度の同時期の特別交付税よりも二千二百六十万一千円、七六・四％の増額でございます。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を三十二万四千円増額し、国庫負担金の総額を四千二百三十四万四千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金を三万一千円増額、同じく六目・教育費国庫補助金を十二万八千円増額、同じく八目・商工費国庫補助金二百九十五万円の追加は、公共交通移動円滑化設備整備費補助金でございます。国庫補助金の総額を一億八千八百八十五万四千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、二目・民生費県負担金を百四十三万三千円増額し、県負担金の総額を四千四百二十八万円としております。同じく二項・県補助金、四目・農林水産業費県補助金を二万八千円増額し、県補助金の総額を一億七千三百七十七万七千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を二十六万七千円減額し、委託金の総額を二千二百二十万円としております。

十五款・財産収入、二項・財産売却収入、一目・不動産売却収入百八十二万七千円の増額は、県道拡張工事に伴う土地売却収入でございます。財産売却収入の総額を百八十三万一千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、三目・違約金及び延納利息を二百六万九千円追加、同じく五目・雑入九百十八万二千円の増額は、県道拡張工事に伴う建物移転補償金九百四十四万二千円が主なものでございまして、雑入の総額を七千二十八万七千円としております。

二十款・町債、一項・町債、五目・商工債一千七十万円の増額は、小値賀交通バス購入事業一千二百二十万円が主なものでございまして、町債の総額を二億五千五百五十万円としております。

歳出では、二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を五百四十九万九千円減額、同じく五目・財産管理費七千七百五十万円の増額は、町有地家屋解体工事費百五十万円の増額、振興基金積立金七千六百万円でございます。総務管理費の総額を三億八千三百三十六万六千円としております。同じく四項・選挙費、四目・参議院議員選挙費を七十九万四千円減額し、選挙費の総額を一千百三十五万一千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費を四万五千円増額し、統計調査費の総額を三千五百三十三万九千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費を二百五十万三千円増額、同じく三目・老人福祉費を六十五万三千円増額、同じく四目・身体障害者福祉費を四万二千円減額し、社会福祉費の総額を二億七千九百四十三万六千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費を六万円減額、同じく三目・児童福祉施設費を十五万七千円増額し、児童福祉費の総額を五千五百二十五万七千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費を二万四千円増額、同じく三目・環境衛生費を二万五千円減額、同じく四目・健康増進費を百六十万円減額し、保健衛生費の総額を一億一千二百二十八万八千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費を百三十七万二千円増額し、清掃費の総額を九千五百四万八千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費を十一万一千円増額、同じく二目・農業総務費は財源調整、同じく三目・農業振興費を四万円増額、同じく四目・畜産業費二十八万円増額、同じく五目・農地費を十七万五千円増額し、農業費の総額を一億九千九百八十四万七千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を四十一万円増額し、林業費の総額を二千四百四十四万六千円としております。同じく三項・水産業費、二目・水産業振興費は節間の予算調整、同じく四目・漁港管理費を百六十四万円増額、同じく五目・漁港建設費は節間の予算調整をし、水産業費の総額を二億五十五万六千二百二十円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費は財源調整及び節間予算調整、同じく三目・観光費を二十四万三千円減額、同じく四目・じげもん振興費を百五万円増額し、商工費の総額を九千三百六十四万円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を四万九千円増額し、土木管理費の総額を一億百七十八万四千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を五十万円増額し、道路橋梁費の総額を一千七百六十三万三千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を六万四千円増額し、教育総務費の総額を三千四百五十万六千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費を九十三万七千円増額、同じく二目・教育振興費を財源調整し、小値賀小学校費の総額を一千三百六十九万八千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、二目・教育振興費を三十九万八千円増額し、小値賀中学校費の総額を一千五百九十九万一千円としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費を一万九千円増額し、幼稚園費の総額を二千四百六十二万六千円としております。同じく七項・社会教育費、一目・

社会教育総務費を一万円増額し、社会教育費の総額を六千二百七十一万二千元としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を十九万三千円増額、同じく二目・学校給食費を三万円増額し、保健体育費の総額を二千七十四万八千円としております。

十三款・予備費を三十五万三千円増額し、予備費の総額を五百五十三万四千円としております。

以上で、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・利子割交付金

松永議員

九番（松永勇治） 利子割交付金は、過去の実績を見ますとですね、十六年度百七十八万一千円、十七年度は前年度比四〇・二％減の、百六万五千円、十八年度は前年度三四・六％減の、六十九万七千円と、三年間大幅に減額をされております。

それで、十九年度の当初予算計上額が百五十万円を今回九十万円減額、六十万円となりますけれども、過去三年間の実績から見てですね、当初予算で過大見積もりではないのか。

そして今回、減額の理由をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 議員おっしゃるとおり、当初予算の見積もり誤りということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・地方交付税

松永議員

九番（松永勇治） 特別交付税を今回、十二月交付分を五千二百十九万五千円計上されておりますけれども、交付税法第十五条の第二項にですね、「一回目の十二月特別交付税の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額の三分の一に相当する額以内。」となっておりますので、どの程度か判りませんが、今までの実績を見ますとですね、一回目が少なく

て二回目が大分きた経過もありますけれども、財政課長にお尋ねしますけれども、三月交付の見込みをどのくらい予想されているか、判つていればお願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

今回の十二月交付分の増加要因と言いますか、その原因はですね、従来分が大体これから三千万円引いた額ですね、三千万円というのが当初予算のときにもちよつと触れたかと思えますけれども、『頑張る地方応援プログラム』というのがありまして、その分が三千万円今回来とります。ということは、二千二百万程度は従来分でありまして、それが三分の一ですので、残りは四千万程度になればいいなあというふうに希望をもっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） まあお答えで、この中の三千万は『頑張る地方応援プログラム』つちゆうことで、私も新聞か何かで見たようですけども、まあ頑張つていらつしやるつちゆうことで、大変喜ばしいことでございます。

了解しました。解りました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 国庫補助金の十二節です。

へき地児童生徒援助費等補助金が当初予算に比べれば、十二万ほど多くなっております。その増加の理由をお願いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

この増額分につきましては、旧斑小学校の子どもたちが現在、小値賀小学校に通学しております。その子どもたちの遠距離通学の交通費に対して国が五年間、二分の一を補助するというところで、六月の末頃に申請していたんですけど、九月の上旬ぐらいに交付決定が来まして、今回の補正計上となっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十五款・財産収入

松永議員

九番（松永勇治） 県道工事に伴う土地売却収入百八十二万七千円。この売却土地面積をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

宅地が三筆でございまして、合計面積が七十八・六平米でございまして。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸収入

松永議員

九番（松永勇治） 違約金及び延納利息ということで今回初めて上がってきているようですが、契約解除違約金の内容とですね、それと、五目の、県道拡張工事に伴う建物移転補償金九百十四万二千元でございまして、その対象家屋とですね、戸数ですね。

それと、これはちよつと話に聞いたんですけれども、全部みなさん家屋の方が承諾されるのかどうかをお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

契約解除違約金でございまして、これは請負業者の工事情負契約につきましては、契約補償金、これは契約金額に対して十分の一、これをですね、金額に代わって補償会社の方が補償するような形を今回の場合は執っております。

それで、完成履行が出来なかったわけです、その違約金としまして、契約額が二千六十八万五千元、これに対する十分の一の違約金が二百六万九千円です。これは業者の都合により、契約の解除の申し出がありましたので、これは契約の条項につきまして、契約解除した場合の『不履行』が生じますので、その履行補償金として保険会社の方に請求いたしました。不履行の違約金を二百六万九千円請求するような形をとっております。

それと、拡張工事の移転補償の件でございますけど、移転補償金につきましては、九州地区用地対策連絡協議会というのをごいまして、この方が各地区・地区によりまして、物価等を考慮して、建築価格に基づいた形で家屋の評価をするようなことになっております。その評価に対して、あと残存価格を掛けまして、その家屋がどれだけの値打ちがあるか価格があるかということを換算いたします。それで決められた移転補償費でございます。

それで、地区住民との協議でございますけど、これは地区会長をはじめですね、地区会長さんのところに地区住民の方に集まっていたきまして、一応私の方が出向きまして、工事の概要等につきましてはご説明いたしております。棟数につきましては、二棟でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 完全に解つとりませんけれども、私も…。

そうすると、この補償金は町に入るわけですね。そして、この対象家屋の二棟に対する支出は、歳出の方で補償金として出すわけでしょうか？その支出はどのようなふうになるわけですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

この物件につきましては、土地・家屋とも町の方ですね、無償提供されております。ですから、収入は『町』です。ですから、歳入の方で上げております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・総 務 費

七番（伊藤忠之） 一目・一般管理費の十四節・使用料及び賃借料の中で、各種事務機器のリース代が三百万ほど減額になっております。その内容の説明をお願いします。

伊藤議員

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） これにつきましては、皆さんが持っている予算書の中には各種事務機器リース料ということで、当初予算で一千九百二十六万の計上がなされております。

その中の、イントラネットのリース分のリース料が四百二十万円です。一千九百二十六万のうち、四百二十万がリースの分でございまして、これを当初予算に上げておったんですが、うちとしましては、三月の予算が通りまして四月になって早速、業者の方にお願いの連絡をしたんですが、ちよつとその対応が遅くなりまして、七月・八月ぐらいから業者が動き出したということで、動き出してから五ヶ月・六ヶ月ぐらいの準備期間がありますし、そしてまたもう一つは、我々が前に総合行政システムをしたときにですね、機械が入ったときからのリース料ということを考えておったもんですから、今回につきましては、作業が終わってからのリース期間ということございまして、十二月にはもう作業は今現在終わっているわけですが、リース期間が一月～三月までということ、十二ヶ月分組んでいたのが、三ヶ月分になったということ、一ヶ月分が三十五万の、九ヶ月分の減額でございまして、

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 五目の、財産管理費で、二十五節の積立金が七千六百万。これで振興基金の積立金の現在額はお判りになりますか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この七千六百万を入れた後の数字でしょうか？

そうしますとですね、現在の予算の中でこの七千六百万を入れますと、一億七千二百八十八万九千四百四十一円でございます。

議長（横山弘藏） 松永 議員

九番（松永勇治） 関連ですけども、今の七千六百万を加えた数字の、十九年度今十二月・三号補正後は、「幾ら」と言われましたかね？ちよつと数字が私のあれと違うようですけど…。

「一億六千四百五十八万九千円」になるんじゃないかなあと…。私の、決算書から今度のをプラスした場合に、七千六百

方をですね、残高から…。それにプラスすると、十八年度末現在高が一億四千九百七十万四千円、そして十九年度にですね、当初に繰り出しているのが六千六百十一万五千円を差し引きますと、八千八百五十八万九千円。これに七千六百万の今回補正を加えますと、「一億六千四百五十八万九千円」になるようですけど、私の間違いかも知れませんが、確認をいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

補正二号ですね、七百六十万を積み立てております

で、今回、補正三号で七千六百万円を新たに積み立てておりますので、年度末の残高は現況で、この補正予算が成立した場合、「一億七千二百八十八万八千九百四十一円」でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） まったく私が二号補正の分をですね、予算書を持って来ておりませんが、判りませんが、入れとっていないようです。

どうも失礼しました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

一番（宮崎良保）

四目・健康増進費の中ですね、委託料がすべてマイナスになっているんですけども、この要因は何かお答え願いたいと思います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この委託料は、六月〜八月にかけて実施されますガン検診の委託料でございますが、事業の実績に伴って精算補正しているものでございます。

宮崎議員

『減』の原因というのは、なかなか一概には言えないと思うんですが、一つはですね、当初組んでた予算がぎりぎりに組むというよりも、若干多めに組んでおくという点があります。

それと、もう一つは、もし仮に減ったとみなせばですね、まあほとんどずっと経年を見てますと、若干増えたり減ったりで一概に減っているとは言えないんですが、感じるころはですね、高齢者がそういうガン検診も、「もうそろそろいいだろう。」ということを受けなくなると…。そうしますと、対象者がですね、どうしても若年層は絶対数が少ないもんですから、若干減っていく傾向にあるかなと、そういうふうには感じております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 解りました。

すべてのものでマイナスになっておりましたので、やっぱり検診者が減ったのかなと、その要因は何だったのかなっちはうなことがちよつと気になったもんですから、ありがとうございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 二項の清掃費の、十八節・備品購入費十一万九千円が今回補正されておりますけど、これは一号補正で前、十二万円計上していたわけなんですけども、今回補正した内容・理由をお伺いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

今回の購入は、県道小値賀循環線の柳田地区のごみステーションが、道路拡幅で取り壊すためにその代替えで購入するものでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 農水のですね、負担金、岳の内調整池自然災害防止事業。これの内容とですね、それから、岳の内では、この前も工事をしておりましたけども、何回か崖崩れが起きてですね、斜面が崩れて結構土が溜まっていると思います。緊急性はあんまりないんでしょうけども、仮にあくいうことがどんどん起きてくればですね、土砂の処理はどうするのか、

その辺の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

今回の補正は、防護柵と土砂の流出におきまして、ため池の中にちよつと今回崩壊した部分がありましたので、その工事が県の事業によりまして認められまして、今回、増額の負担金が発生したわけです。

前回、八十七万五千元、事業費ベースにして三百五十万の事業に対する二五%が八十七万五千元なんですけど、今回、その分の工事が追加されまして、約四百二十万程度増額になっております。その二五%を、今回不足分が生じたので、補正させていただきました。

それで、今まで数回、土砂が流出して岳の内の法面が壊れると言うか、ケースがありました。それは単独で業者に搬出していただくという形でしか対応出来なかったんですけど、次回はこういうふうなまた災害等があれば、県単でも利用して復旧に当たりたいと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） 林業費の中で、需用費の中で、消耗品費として五十三万六千円計上しております。これは、航空防除の農薬代とは思ってすけども、この農薬代のみでしょうか？地上散布の方もあるんですか？お答え願います。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 今回の需用費の補正はですね、春の地上散布、そして毛虫の防除、それと秋の毛虫の空中散布に関わる事業費でございます。それを集約して五十三万六千円となっております。実は春の地上散布の分で、どうしても補助対象経費の賃金がですね、役場の職員を対応したために、賃金が大幅に補助対象の基準から漏れまして、どうしても需用費の方から出して補助対象の経費を出そうということ、無理に需用費を出して補助をいただいたというふうな経緯があります。その分で、五十三万六千円の分がちよつと増額っちゃうか、なったわけです。すいません。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 賃金に当てるべき補助対象事業のをですね、需用費に当てても認められるわけですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 一応、対象事業として歩掛りがあります。その歩掛りに応じて雑支出という形であるわけなんですけど、少し県の方と協議いたしましたして、補助の方をたくさんいただくような形で認めてもらっております。すいません。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 物件費であればいいつちゅうことですね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） そうです。すいません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商工費

宮崎議員

一番（宮崎良保） 四目・じげもん振興費の中でですね、需用費の食糧費が六十五万七千円計上されております。

この内訳をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

これの『食糧費』と書いてあるのは、物産品ですね、商品でございます。一応需用費の中で該当するのが『食糧費』だろうということで、前年に引き続き、計上させていただきました。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） はい、解りましたけども、その物産品として食糧費が六十五万七千円あるんですけども、これは一回ですか？二回あるんですかね…。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） これは、物産販売をするための商品として、私の説明がちよつと悪くてすいません。

一応、物産の販売をするための、仕入れをするために需用費的な要素が強かったということで、計上したわけなんですけ

ど、前回もこの需用費の中の『食糧費』ということで、物産品を購入していましたので、計上したわけです。すいませんけど…。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） その送る商品をですね、『食糧費』で組むつちゅうのは、もうもつてのほかだと思っんですよね。他の方法を少し考えてあれして下さいよ。原材料とか、いろいろあれもあるしですね、職員が飲んだり食ったり全部はするわけじゃないわけですから、これを食糧費で上げてですね、実際今、三十三万一千円現計があるわけですよ。それに加えて六十五万七千円を今回加えますと、九十八万八千円になるわけですね。この食糧費は…。それが、じげもんで今度発送した品物の食糧費というものはあり得ないでしょ！

もう少し答弁をちゃんと勉強してからして下さい。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十分	—
—	再開	午前	十時	二十四分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 今回の、この需用費の中で、『食糧費』ということで六十五万七千円計上してますけど、一応六十万は物産品の購入に当たったっての費用で、適当ではないので、表示がですね…。

財政・総務関係機関と協議をいたしまして、いい文言があれば、それにて対応したいと思えます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） それとですね、『じげもん』つちゅう「目」が出てきましたので、ちよっとお尋ねしますけど、この前、ちよっと同窓会で行きましたところですね、一包み八千円ですか、『小値賀町じげもんセット』という注文が着いているということだったんです。

その中でですね、八千円つちゅうことになる、一人にお歳暮にやるためにはとつてもですね、自家用だけじゃなくて取るとすれば、数は増やしたいんだけど、八千円は高すぎると。ですから、もう少し値段を下げたですね、人にやるぐらい三千円程度か、まあそれ以下はあれでしょうから…。そういうことで今から発送してもらおうような方法をとってもらえ

んじやるかということを言われたもんですから、私もよく知らなかったんですけど、知ったふりをしてですね、「お願いします。こうして下さい。」というふうには話してきましたけど、そういうふうな意見を賜ってきておりますので、その点、今後あれしていただきたいと、そういうふうな気持ちでセットしていただきたいと思えますが…。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 今回、初めて小値賀の特産品をセット物にして地方に発送したわけなんですけど、その中でアンケート等をとっております。

で、今回、八千円とセットしたのは、小値賀の特産品を、そこら辺に転がっている品物と同等の特産品として見てもらいたくないという意識がありました。当初はもっと低かったんですけど、八千円ということになりました。

それで、次回からそのアンケートを基に、どういうふうな価格にセットするか協議をして決めたいと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教 育 費

小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 小値賀小学校費、十九節の補助金三十六万、当初予算にありましたけども、そのまま減額になっております。その理由とですね。

もう一つ。社会教育費、八節、放課後子ども教室推進事業九万四千円の減になっております。理由と、そしてこれの推進状況、経過状況をお願いします。

議長（横山弘藏） 教 育 次 長

教育次長（大黒泰三） 十九節の遠距離児童通学の補助金ですけど、これは従来、唐見崎の場合は、保護者の方にお金を補助していたんですけど、旧斑小学校が四月から小値賀の方に来るということで、保護者の方から「金をもらうより、定期券がほしい。子どもたちがお金を一回、一回持って切符を買うのが面倒だから…」ということ、それでしたら、唐見崎も斑も一緒のように定期券を、町の方で購入して手渡した方がいいんじゃないかということで、従来、補助金の方でその経費

は組んでおりましたが、今回、役務費の方で組み替えさせていただいております。

それから、『放課後子ども教室』の報償費の件ですけど、これは当初予算に計上しておりましたが、内示が来ましたが、六月でございました、それから九月に入って第一回目の子どもプランの運営協議会を開いております。その後、学校とそれと事務局等と話し合います、実際に事業に入りましたのが十二月になっての二回ぐらいですかね、今、放課後に学校の方に出向いていろんな子どもたちに遊びての、いろんなことを教えているわけですけど、大体三月までに十八回ぐらいの、そういう事業を予定しております。

そういうことで、当初時点から報償費のみを計上しておりましたので、他に需用費、それにコーディネーターあたりの研修がございまして、その分の旅費等が必要になりますので、今回組み替えさせていただいております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 最初の十九節、三十六万の減は、現金の代わりに定期券の購入に代わったということですかね…。

その購入費はどこに入っとつとですか？

それとですね、まだ今から三月までに『放課後子ども教室』はやるんでしようけども、この時期でもう九万四千円の減と
いうことで、何で九万四千円減にしたのか。もう少し解り難い。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

最初の三十六万の減というのはですね、これは役務費の方に三十六万円計上しておいて組み替えなんです。

実は、斑小学校が統合するときに、保護者の方といろいろと協議をしていく中で、当然、斑小学校の子どもさんをですね、バスで途中まで来ると。で、従来ですね、唐見崎もバスで途中の牛渡まで唐見崎から通っているんですね。で、その通い方をちよつと私もまだ勉強不足だったんですが、やり方はですね、定期券のお金をですね、定期代として補助金で窓口で保護者に取りに来させていたんですね。従来はそういうやり方です。で、保護者の方が小値賀交通の方へ行って定期券を買って
るんですよ。毎回それをやってるんですね。

ですから、それでは斑も同じことになるので、それであればですね、定期券も一月毎やってきました。ですから、小値賀交通の方とも確認しまして、例えば三ヶ月の購入だと、どれだけの割り引きになるのか。半年・一年というのがありまして、

ただし、学校の場合は八月が休みが入りますので、やはり一月の定期券というのも出てきます。で、斑の方の調整の中で、唐見崎の方も含めてですね、今回、町の方で三ヶ月の定期券を買うと。で、従来補助金で保護者に渡していたものは、もう保護者の方にはいちいち窓口まで来なくて、私どもの方で定期券を買ってそれを学校を通して子どもさんに渡すと。その方法を執りました。そういうことで、要するに補助金の部分を減額して、役務費の方に切り替えました。そういうことです。

それから、報償費はですね、『放課後子ども教室』については、当初ですね、これは県の事業ということで、私どももまだ町の中に組織も立ち上げてない中で「やりなさい。」ということが来まして、「県内すべてやりなさい。」ということだったものですから、当面、どういう中身が出来るのかというのはまだ我々も判りませんでした。で、とりあえず、指導員という謝礼の部分だけで『報償費』で予算を組んでおりました。で、具体的に学校等と協議を進めていく中で、やはり消耗品的なものとか、そういう実際に必要なものが見えてきました。そういう中で、今回、必要なものということで、報償費の方からですね、消耗品とか、研修旅費の方にも組み替えをさせていただきました。そういう中で、今回、必要なものということで、もう一つは、十二月から始めたのが、具体的には正月用の手作りの『凧』を作ってますね、凧揚げをやるということ、二回ほど今やっております。今後、中身によっては、一月からは今度また中身が変わってきます。その指導員がいますので、コーディネーターとか指導者がいますので、そういう方たちの中で実際に子どもさんたちに合ったような放課後の対応策を考えていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）

先ほどの問題で関連をしてお伺いをします。

放課後子ども教室推進事業の『事業計画』というのは、当初立てられているんですかね？

で、その計画通りに進められているということ、三月までを一応作っているということ、理解していいんですかね？

議長（横山弘藏）

教 育 長

教育長（巖 充也）

当初の時点ではですね、具体的な計画というのはですね、割と概略的な計画で行ったと思います。

で、九月に『放課後子ども教室』の組織を立ち上げましたので、その中で少し内容は修正しております。で、今後は三月に向けてですね、その計画に沿って事業は執行していきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏）

立石議員

八番（立石隆教） どうも話を聞いてみると、きちっとした『事業計画』があまり立てられていないように承るような表現だったのだ…。

ですが、今年度から急に「県の方の事業として町もやってくれ。」ということになったということでございますから、最初から立派なものとは作れないというのは当然のことで、次年度もこういう事業があるとすれば、当初においてきちんとした『事業計画』は作るということは、「そのつもりでおられますね。」ということを確認をしておきます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 放課後子どもプランの組織も今回出来上がりましたので、そういう中で検討してですね、まだ次年度も同じように補助金が付いたり、県の方の要請等も出た段階で機関の中に諮って、新年度はなるべくそういう沿ったような形でですね、計画は立てていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 同じく小学校費のところ、学校管理費の需用費のところでございますが、ここに修繕料七十七万二千円出ておりますが、これの内容をお伺いすることと、印刷製本費がこの十二月、今に来てこれだけの補正、わずかではございますが、この内容をお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 教育 次 長

教育次長（大黒泰三） 小学校の修繕料の内訳ですけど、これは本校分と大島分校がございました。本校分が四十六万二千円、大島分校が三十一万ですけど、本校分につきましては、運動場の鉄棒が腐って、私も点検に行つたんですけど、みんな支柱の分を叩いたらもう腐ってから水が出てきたもんで、現在のところ、ロープで囲んで使われないようにして、約七メートル十メートルぐらいの距離ですけど、その分を撤去しようということ、それは基礎が入ってますので、基礎分も一緒に撤去するという事です。

それから、家庭科室の照明器具が十何灯あるんですけど、その分が三灯分ぐらい消えておりますので、その分の器具の取り替え、それから十月に自動火災報知機の点検がございましたけど、その中で指摘がございまして、今のところサイレンが鳴らないということで、早急にそのサイレンの修理、それから、屋内消火栓の送水管の破損がして若干漏れていると。

それから、消火器がもう耐用年数を超えて使い物にならないと。これは耐用年数が八年ですけど、今、うちの場合は約十

年ぐらいいはどこも使っているような状況で、消防の方から指摘があったら替えないわけにはいきませんので、その経費を小学校の本校の分については上げております。

それから、大島分校につきましては、教室の照明器具の取り替えと体育館の漏電の修理ですかね。これは十月ぐらいに大島分校の運動会に行ったんですけど、その時、教頭が「現場を見てくれ。」ということでも立ち会ったんですけど、漏電の修理。それから体育館の入り口の天井が雨漏りして、もうシミが出来ておりました。その分の修理を今回上げております。

それから、印刷製本費の補正ですけど、これは大島分校の卒業式の写真代等が不足しております、その分、今回補正に計上しております。

以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 需用費等については、当初予算のときに全体的にどれぐらいかかるかということ、当然いろんな角度から考えた上で予算を立てるということでありますので、本来なら、その予算の中で何とかしようというのが予算執行の姿勢であります。

その印刷製本については、写真の云々が足りなかったという話ですが、それは『想定内』ではなかったのかなあと私は思っておりますけれども、「足らなくなつたから補正予算を下さい。」という話で済むところと、当初にやっぱり組んだ以上はその中で何とかやりくりしようというふうにしなければいけない部分と、私は予算の執行の仕方にあるというふうに思っております。

それから、修繕料のところ、色々説明がありましたが、消火器の問題とか、ベルの問題というのは、実はこれ急に起こつた問題ではないというふうに思います。であれば、日頃からきちんとした点検ということをしているのかということが疑問になります。そういうことが判っておれば、当初においてこれらは上げられるものではなかったらうかということ、説明を聞きながら思っております。

大島の件も示されましたけれども、大島でブランコが使えない状態になつてるのはご存知ですよ。修理が出来てませんので、私が夏に行ったときに、そのまま『使用不能』としてあれを貼つてましたけれども、それらについてはチェックをされてるんでしょうか？もうきちんとされたのかなあとというふうに思ったりいたします。

私が何を言いたいのかと言うと、「そうした所管の建物については常日頃、チェックをしておいていただきたい。」というのを申し上げているわけで、今、補正で出てきているというのは、私は何か現場の方から言われて急に慌てたという感じがします。寧ろ、その以前にきちっとした当初予算を立てるときに、チェックをし直すという姿勢が必要ではないかと思えますので、改めて言うことではないんですが、急にここに需用費が『七十九万八千円』、いたし方ないとは思いますが、「これらは補正で上げるべき問題ではないのではないか。」ということをお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 立石議員のおっしゃるとおりですね、やはり一番目に安全管理的なものについてはですね、当然、当初予算でよく学校現場と調整をして確認をする必要があるのは、これは当然のことです。

例えば、災害等でやむを得ない部分、それから、そのときにこれは人間起こり得ることなんで、そのときに気がつかない点とか、それは出てくる可能性はあるんですが、基本的にはやはり当初に組むべきっていうふうにも考えております。当然そのような予算の組み方を今後はしていかなければいけないと思っておりますので、その辺は重々注意をしております。現場の方とも打ち合わせして、そういうことのないような予算の組み方をしていきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

加 山 議 員

二番（加山雅徳） 確認ですが、十頁。

先ほどの、松永議員の質疑の中でですね、十九款・諸収入の、四項・雑入ですね、この三目の違約金のところですね。先ほどの説明では、補償協会からの十分の一の補償金だと。若しくは業者からの違約金の十分の一ですか？確認です。

議長（横山弘藏） 建 設 課 長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

補償会社が履行を保証しているわけでございますので、業者じゃなくて保険会社の方からの収入となります。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） これは、そしたら補償会社からの補償金ということの説明でしたが、要するに工事の前受金の補償料として業者は補償協会に補償料を払いますよね。それで、『契約書』の中に例えば、「契約不履行で云々」ということで違約金を取るということで、補償協会の方はそれで支払いをしたということ、そういう理解でよかったですか、これ？

で、もう一点。これ、ある業者と思うんですがね。時期が民事再生とか、破産等々の時期の中で、私が心配しているのは法的に民事再生とか、云々、申請している中での、こういう補償協会からの違約金、工事不履行での違約金ということで、法的に問題がなければそれでいいんですが、そこら辺の、その入金があつた時点が、いつの時点なのか、そこら辺の法的なところはちゃんと確認をしているのかどうか。そこ一点だけをお伺いしておきます。

議長（横山弘藏） 建設課長
建設課長（中村敏章） お答えいたします。

契約書の表面に『完成補償金』というのがあるのはご存知だと思いますけども、これは、完成補償金は「契約金額の十分の一」となっております。で、補償金に代えまして所謂、保険会社の補償、若しくは国債等を代わりに提出することはできません。

ですから、今回の場合はですね、請負業者の方から『契約解除』の申し込みがございました。それでこちらの方もですね、郵便局の『内容証明』の郵便で、契約解除の承諾を出しております。

ですから、契約に基づいた形の補償会社の契約違約金、所謂、完成補償に対する契約違約金でございます。

ですから、契約金額に対しての十分の一を、完成不履行ということでしたいております。これは別に法的に何ら問題はないと私は思っております。もし、法的に問題があれば、保険会社の方もその支払いはしないと思えますし、ということでございます。

議長（横山弘藏） 加山 議員
二番（加山雅徳） はい、解りました。

ただ、一点だけ心配しているのがですね、行政の縦割り行政ですね、今言う、民事再生を裁判所に申し出てですね、それで、もう再生が無理だという時点で、当然、その業者は「これもう完成出来ない。」ということでも申し出てきとるわけ

しよから、そういう不履行出来ないという時点ですね、その業者の方はもう裁判所の方に民事再生を申し出るということで、そこら辺ですね、あくまでも補償協会がその違約金をもらうということ自体が、業者はもう破産手続きをしよう、補償協会の方は違約金としてそれを払うという、そこら辺の、民事再生とか云々とかする前、裁判所に申し出る前の時点なら私は問題ないと思うんですけど、実際にそうなってもう無理だということでも申し出とるわけですから、そこら辺がちょっと私も勉強不足ですけど、問題ないのかなあと思ったもんですから、問題なければ結構です。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

今回の事件はですね、請負業者の方から『契約解除』申し込みがございまして、それに基づきました手続きでございまして、ですから、民事再生の問題とはですね、今回の事件は何ら関係ないと私は思っております。あくまでもこれは請負業者側からの契約解除申し込みによりまして、こちらの方も完成不履行ということ、不履行保険料、所謂、契約金額の十分の一、これは契約書の表面に書かれているのでご存知だと思いますけど、その請求に至るということでございまして、だから、民事再生法とは、何ら関係ないと私は思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 起債の変更の項目で、野崎島の自然学塾村、これが五十万ほど補正になっております。

その理由をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

この分につきましては、冷凍冷蔵庫の什器的な設備の分が今度新たに該当したものでございまして、この冷凍冷蔵庫につきましては、先の九月の補正で七十万追加補正をさせていただいております、そのうちの五十万がこの起債に該当したというものでございます。

日程第三、議案第六三号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第六三号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）についてご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四千三十一万八千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億七千八百四十九万九千円にするものとございます。

補正の内容は、退職被保険者に係る療養給付費の増額、町立診療所への繰出金の増額が主なものとございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開きください。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分一千三百六十八万三千円の増額は、歳出・二款の、退職被保険者療養給付費等に係る支払基金からの交付金でございます。補正後の療養給付費は、六千六十万六千円でございます。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・保険基盤安定繰入金百六十九万五千円。同じく二節、六十四万九千円の増額は、保険税軽減分と保険者支援分として、国、県から交付される分を一般会計で受け入れて、町定率負担分と合せて、国保特別会計に繰り入れるものでございますが、交付決定により、補正後の一般会計繰入金を三千八百七十五千円としております。二項・基金繰入金、一項、一目・財政調整基金繰入金は、直診勘定である診療所への繰出財源が主なもので、二千四百二十九万一千円を増額し、補正後の基金繰入金は二千八百十三万一千円でございます。

次に、歳出を申し上げます。

五頁をお開きください。

保険給付費につきましては、九月診療分までの実績を基に推計しておりまして、第二款・保険給付費、一項・療養諸費、二目・退職被保険者等療養給付費、十九節・負担金、補助及び交付金一千七百万円、同じく四目・退職被保険者等療養費、十九節・負担金、補助及び交付金十二万円を増額、補正後の療養諸費の総額は三億二百二十四万三千円でございます。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費、十九節・負担金、補助及び交付金を三百七十五万三千円、二目・退職被保険者等高額療養費、十九節・負担金、補助及び交付金を百四万五千円を増額し、補正後の高額療養費の総額は三千五百七十九

万一千円でございます。三項・移送費は、財源調整でございます。

第九款・諸支出金、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金、二十八節・繰出金一千八百四十万円を増額し、補正後の繰出金の総額を二千三百四十万円といたしました。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・繰入金

松永議員

九番（松永勇治） 一般会計繰入金でございますけれども、これは先ほど、提案理由の中でですね、保険税軽減分を一般会計で受け入れた分を繰り出すということで、四百九十七万二千円前年度に比べて増えているようです。増額しているようです。で、二項のですね、財政調整基金繰入金でございますね、一千五百十三万一千円、昨年と比べるとですね、増額していますけれども、この増額の理由をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

先ほど、提案理由でも触れたかと思いますが、国保診療所特別会計分に繰り出す分が要因でございます。

議長（横山弘藏） 繰入金、ほかにありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 国保診療所会計に繰り出すつちゆうことですが、どういふあれで繰り出しがこういふふうを増えたのかを、私はお尋ねしとるわけですから…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

基本的には国保診療所の財源不足分を補う格好で繰り出しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治）

先ほど、財政調整基金繰入金が、基本的には財源不足で補うためということですが、ちょっとこれは説明の内容不足じゃないかと思うんですけども、もっと答弁の内容をもう少し詳しくお願いしたいんですが…。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十一時 十五分 —

— 再開 — 午前 十一時 十六分 —

住民課長

議長（横山弘藏） 再開します。

住民課長（中川一也） お答えいたします。

先ほどの答弁は具体的にちよつと説明不足だったと思いますが、町立の国民健康保険診療所ということで、国保財政調整基金が二億三千万円程度現在あるという中で、国保診療所ということで、財政調整基金を若干その財源不足に充てるという考えで繰り入れておりますが、診療所のその会計の中身については、診療所会計の方で詳しく述べていただきたいと思っております。述べさせていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六三号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六三号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(升水裕司) 議案第六四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、これまでの実績によります診療報酬の見直しと、医療機器購入に係る起債の計上。歳出で、看護師一名採用によります人件費及び医療機器購入に係る増額が主なものでございまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ四百万円を増額し、補正後の総額を四億三千五百九十九万四千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入、三目・老人保健診療報酬収入を四百万円減額、六目・標準負担額収入を百万円増額し、一項・入院収入の補正後の総額を五千七十四万円にいたすものです。老人保健診療報酬収入につきましては、

十一月までの実績を前年度と比較しますと、入院患者数ではほぼ横ばいでございますが、入院日数が減少の傾向にあり、減額補正を行うものです。標準負担額収入につきましては、十一月までの実績をもとに増額補正を行うものです。二項・外来収入、一目・国民健康保険診療報酬収入を二百万円増額、二目・社会保険診療報酬収入を百万円、三目・老人保健診療報酬収入一千四百万円、四目・一部負担金百万円それぞれ減額し、二項・外来収入の補正後の総額を三億二千三百四十一万円にいたすものです。これは、十一月までの実績をもとに変更するものです。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金を一千八百四十万円増額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を三千六百四十万円にいたすものです。これは、赤字補填分として国保財政調整基金より繰り入れを行うものです。

七款、一項・町債、一目・病院事業債、一節・診療所債を二百六十万円新規計上し、一項・町債の補正後の総額を二百六十万円にいたすものです。これは、胃カメラ用ファイバースコープ購入に係る全額過疎債分の計上です。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料の百四十五万二千円の増額は、六月採用しました看護師一名分でございます。三節・職員手当等の百六十七万九千円の増額は、六月採用しました看護師一名分と、県派遣医師の宿直料の計上です。四節・共済費の二十八万六千円の増額は、六月採用しました看護師一名分の計上です。七節・賃金の二十二万五千円増額は、夜間看護二名体制のための臨時看護師一名、補助看一名分の夜勤手当分の増額でございます。八節・報償費三百三十四万円の減額は、長崎県離島・へき地医療支援センター代診応援謝礼を、長崎県への負担金へ移行するものです。十一節・需用費二十五万円の増額は、昨年十一月より空調設備切り替えに伴い、前年度当初予算より二〇%減で計上いたしておりましたが、これまでの実績により修正いたすものです。十九節・負担金、補助及び交付金百四十九万五千円増額は、報償費からの組み替えて、県の支援センターからの代診応援費用を県に納入することにより増額です。これらにより一項・総務管理費の補正後の総額を、一億八千八百九十五万四千円といたしました。二項、一目・研究研修費、十九節・負担金、補助及び交付金十万円の増額は、医師の学会及び専門医講習会出席に係る会議負担金の計上です。これにより、二項・研究研修費の補正後の総額を百五十万五千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十三節・委託料六十三万円の増額は、CTスキャナーの保守点検委託契約の内容を変更するもので、購入から七年経過していることから故障も増加傾向にあり、故障時の部品代が二十万円以下は無償になる契約に変更するものです。十八節・備品購入費の二百四十三万一千円増額は、胃カメラ用ファイバースコープ一

台、輸液ポンプ一台、呼気一酸化炭素濃度測定器一台を購入するものです。胃カメラ用ファイバースコープにつきましては、平成十年購入分で故障のため修理に多額の費用がかかることと、全体的に劣化しているため新たに購入を計画いたしました。輸液ポンプについては、七台所有していますが、一台修理不能で、その中には平成三年購入のものもあります。呼気一酸化炭素濃度測定器については、禁煙治療を保険適用にするために設置が義務付けられています。年度途中ではありませんが、医療の安全性からも今回急遽計上させていただきました。三目・寝具費、十八節・備品購入費十万円減額は、今後の状況から判断して減額いたしております。これらにより、一項・医業費の補正後の総額を、二億二千八百七十七万八千円いたしました。

四款、一項、一目・予備費を百十万八千円減額し、予備費の総額を八十八万二千円いたしました。

以上、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

岩坪議員

六番（岩坪義光） 一項の入院収入で、先ほど診療所事務長が説明されましたけど、三目の、老人保健診療報酬収入が四百万減額されておりますが、入院日数が減ったとか何とかちよっと聞き漏れがありましたので、もう一度また説明をお願いしたいと思います。

それと、二項の外来収入の、三目の、老人保健診療報酬収入一千四百万円減額されている、この内容説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 一番目の、診療収入の中で入院収入なんですけれども、前年度と比較しましてですね、入院患者数はほぼ同数です。ただ、その入院患者数が長期に入院するか、短期で退院するかということ、その回転ですね。一人当たりの入院日数というのが減っております。

そういうことで、延べ人数というので、かなり数で言いますと、大体「百四十八人日」と言いますかね、その程度減っております。ですから、回転がよくなっていると言うか、あんまり長期に入院する患者さんがいないということですよ。

二番目の、外来収入の老人保健診療報酬収入なんですけれども、一応十九年度の当初予算を算定する上で、十七年度の決算額を参考にいたしましたまして、十八年度の途中までの状況を勘案しながら予算を決めていくんですけれども、実際今考えますと、十八年度の患者数の推移も十九年度の患者数の推移もほぼあまり変わらないんですけれども、ただ、十七年度の決算額を参考にしたためですね、少し想定がちよつと甘かったと言うか、そこら辺でこういうことになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

松永議員

九番（松永勇治） 先ほどの提案理由で、確かに二節の職員手当の当直手当百万円の増は、夜間二人体制による増と思えますけれども、七節の賃金もそれに伴う臨時雇いの賃金だと思えますが、日額はどれほどかお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） この七節の賃金分の増加分ですけれども、今、十一月から夜間看護二名体制を行っております。それで、職員が今七名で、職員だけではちよつと回りきれないものですから、職員と臨時看護師、委託看護師を含めてローテーションを組んでおります。

ですから、その中で、臨時看護師分としてですね、ここに補正させていただいているんですけれども、単価といたしましては、免許を持っている臨時看護師さんは『五千元』、免許を持たない補助看護師さんは『四千元』ということになっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、勤務時間ですね、何時から何時まででつちゆうこと、勤務時間をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 夜勤当日の夕方の四時半ごろに出てきまして、四時半から次の日の九時四十五分ぐらいまでおります。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、相当の勤務時間になりますね…。

職員である看護師の場合はこの百万の補正の中で、『当直手当』で出てきていると思いますけども、その臨時雇いの賃金ですね、前は普通の臨時雇いは『五千円〜五千二百円』であつたけれども、元、私が記憶するところではですね、看護師さんは『五千三百円』で少し高かつたんですね。技術があるもんですから…。

そういうことで、普通の人よりも臨時雇いとして雇った場合には看護師さんは少し高かつたと。それからするとですね、勤務時間からしてですね、『五千円』、『四千元』は少し低すぎるんじゃないですかね。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 一応、夜勤ということでは先ほど時間を述べましたけれども、もう十三時間ぐらいになります。

それで、夜勤をした次の日は『夜勤明け』ということ、休みになっております。ただ、休みになつてますけれども、一応夜勤の日と、次の日の夜勤明けは通常のとおり、臨時の補助看であれば、一日『五千四百円』なんです、夜勤のときも五千四百円、次の日も夜勤明けで休みなんですけど、二日分をその夜勤で働いたということ、五千四百円、その日当分を払います。それ以外にですね、この分の『夜勤手当』というのを出しているような内容でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、臨時雇いに対する夜勤手当というのものもあるんですか？

そうした場合には、夜勤手当は、正職員の『職員手当』の中から支出するつちゆうわけですか？

その点をお願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 臨時雇いですので、一応『賃金』の中で、今言ったこの補正分がですね、この夜勤手当分のお金でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医業費

松永議員

九番（松永勇治） 医業用機械器具費の、十八節・備品購入費ですけども、これは当初予算百一十八万八千円。九月補正で三百十五万八千円。今回、二百四十三万一千円追加して、現計予算が六百七十七万七千円になります。

そうした場合、これで機械器具を買うために、購入事業に係る町債が二百六十万円今回追加されておりますけども、起債の対象全部じゃないと思うんですが、二百六十万円の起債対象に係る機械購入費とですね、まあ簡単でいいですけど、その機械の内容をお知らせください。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 今回、起債対象ということで、二百六十万円起債を上げておりますけれども、これはですね、一応胃カメラ用のファイバースコープなんですけれども、これが二百六十万円いたします。この二百六十万円が全額起債を借るようにしております。

それと、その他に輸液ポンプですね、点滴をするときの輸液ポンプ、これを一台購入するようにしております。これが二十万六千円です。それともう一つ、呼吸一酸化炭素濃度測定器というのを、十七万四千円で購入するようにしております。これは『ニコチン依存症』の禁煙治療をするために、保険適用をするための施設基準ということで、これを設置するように義務付けられておりますので、これを急遽入れるようにしております。

それと、すでに予算化されておりました、電動ベッド、それとかホットパック、こういうのをもう購入済みでございますので、精算いたしましたして六十万三千円減額をいたしております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、対象事業が二百六十万で、起債充当率が百%ということですか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 起債充当率は100%ということですが。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの質疑と関連をします。

備品購入費のところ、胃カメラ用のファイバースコープということですが、今、ずいぶん小さくなっているということもありますし、一番最新のやつは鼻から通すというのものもあるようです。これの場合は、その「鼻から通す」ということではないんですかね？確認をします。

最新のやつを、というのであるのか、そうではないのか、その辺のところをお伺いをします。

それからもう一点。私も機械のことはよく判らないんですが、X線CTが委託料のところから出てきます。これはヘリカルCTとは別の機械ということで理解していいんですかね、その辺、二点お伺いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 一点目の、胃カメラ用のファイバースコープなんですけれども、鼻から入れるのもあるらしいんですけども、現在使っているビデオの本体がかなり古いもので、ファイバー自体もかなり大きいものを使っております。鼻から入れる、それをやるということになれば相当の費用がかかりますので、それじゃなくて、今回は、今の機械に合うような形で細いやつを、もうそろそろ本体を替える時期も来ますものですから、次の（時期）替えるためにもですね、そこまで考慮して、細いやつを両方使えるように、今の機械で併用できるように、ちよつと小さいやつをですね、今と合うような機種を見つけ出して、そういうファイバースコープを今回、細めのやつを購入予定です。

それと、もう一つの、X線CTということで上げておりますけれども、これは『CTスキャン』と同じものです。『ヘリカルCT』と同じものです。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） この『ヘリカルCT』の、確か今教育次長が事務長のときだったと思いますが、あそこの中のライトが壊れるとすごい高いという話で、それで保険に入るということで入ったと思うんですが、古くなってきたからという話ですが、そんなときにはそういう高額なライトなんか保険が適用されますからという話だったんですが、この変更内容は二十万以下についての故障については「無料」ということで言われましたが、じゃあ、高額な故障については「無料ではない」

というふうに変更されるといふことで理解していいんですか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） ただいまのご質問の、『ヘリカルCT』なんですけれども、保険の内容が先ほど言われた管球の分と、機械の分とが分かれております。管球の保険は悪くなったら全額補償で替えていただきます。ただ、あと機械の本体の分につきましては、他の医療機器も総合的に全部統合いたしましたして、診療所の中の医療機械は包括医療保険を全部かたっております。ただ、その医療機器の包括医療保険というのが、内容がですね、磨耗とか耐用年数が過ぎていて劣化して壊れたものは補償しないという規程になっております。

そういうことで、このヘリカルCTを故障する度に部品を替えなければいけないというときには、作業費は保険で何とか補償できるんですけども、機械の分の部品をですね、新たに替えた分は手出しをしなければならぬということがありまして、それで今回この委託料を見直しましてですね、一回当たりの修理でかかった部品の額の二十万までは補償しますというところで、それが年間何回あっても二十万以内であれば、ずうっと故障の度に補償しますというふうな契約の内容でございますので、今から先は有利じゃないかと思ひまして、こういうふうな保険にいたしました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決されました。

日程第五、発議第一八号、地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小 辻 議 員

四番(小辻隆治郎) 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書案。

提案理由を言います。

小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

本案につきましては、「財政健全化法」に基づいて、制定される政省令や運用如何によって、国が直接管理下に置いて「早期健全化」団体、「財政再生」団体を続出させ、しかも、新たに「自治体破綻法制」が進められることに関して、政府に対して要望するものであります。

「三位一体の改革」において、国の財政再建を優先させた結果、地方財政を圧縮させ、地方財政危機をもたらしています。

財政健全化法の施行あつては、自治体関係者の意見を尊重し、自治体の自主性を重んじ、自治体の財政運営に対する国の関与を減らし、「早期健全化」「財政再生」自治体にあつても、地方間格差を是正するため、安定的税源の自治体への移譲、財政保障機能と財政調整機能を保障した、地方交付税の確保等により、国は保障制度を堅持すること。

よつて、地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあつては地方自治原則の堅持を求める本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

浦 議員

五番（浦 英明） 私は、発議第一八号、地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあつては地方自治原則の堅持を求める意見書案に賛成する者であります。

地方財政を縮小する『三位一体改革』の下に、地方交付税は五・一兆円もの大幅な削減がなされ、本年度においても更に約一兆円もの抑制が継続され、地方間格差は拡大し、地方は、益々疲弊する一方で、地方自治体の財政状況は大変厳しい状況におかれています。

このような中であつて、『財政健全化法』に基づいて制定される政省令や運用如何によつては、「早期健全化」団体や「財

政再生」団体を続出させ、地方自治を破壊し、住民の暮らしと権利を守る自治体の責務が果たせなくなるため、地方自治原則の堅持を強く求めるものである。

また、『三位一体改革』で、国の財政再建を優先させた結果、地方財政を圧縮させ、今日の地方財政危機をもたらしていることを踏まえ、地方交付税の確保等により、地方財政を抜本的に強化拡充することを強く要望し、本意見書案に賛成いたします。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これで討論を終わります。

これから、発議第一八号、地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一八号、地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第六、発議第一九号、地方交付税の復元及び地方税財源の拡充強化と偏在是正に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小辻 議員

四番（小辻隆治郎） 地方交付税の復元及び地方税財源の拡充強化と偏在是正に関する意見書案について、小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

本案につきましては、地方財政を縮小する『三位一体の改革』の名の下に、多くの地方自治体が厳しい財政運営を余儀なくされる中、地方交付税の財源保障をゆがめ、地域間格差が広がり、地方自治の根幹を揺るがし、地域の行政需要に対応する上で重大な障害となることに関して政府に要望するものです。

本県は、過疎地域や離島など多くの条件不利地域を抱え、自主財源に乏しく、このためにどの地域においても、住民生活に直結する基本的な行政サービスが提供できるよう、地方交付税総額を復元すること。

自主・自立的な行政運営ができる真の地方分権を確立する観点から、早急に地方税財源の拡充強化と、可能な限り偏在性の少ない地方税体系の構築に努めるよう、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

松永議員

九番（松永勇治） 私は、ただいま提出されました、地方交付税の還元及び地方税財源の拡充強化と偏在是正に関する意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

憲法第九十二条及び地方自治法第一条に規定する『地方自治の本旨』に基づき、地方財政法の下、地方交付税は地方団体が一定水準の公共サービスを提供できるように、一般財源を保障する制度であり、地方交付税の原資は、国税である所得税及び酒税の、それぞれ三二％、法人税の三四％、消費税の二九・五％、並びにたばこ税二五％に相当する額を、合算した額の九四％に相当する額を普通交付税として、六％に相当する額を特別交付税として配分され、過疎地域、離島や山間地等は、地域格差を是正した財源を保障機能がとられ、税収が少ない、財政力が脆弱な自治体にとっては、厳しくても妥当な行政運営ができたが、国が進めてきた『三位一体の改革』によって、平成十六年度から十九年度までの四年間に地方交付税は全国で五兆一千億、本町は二億二千七百万円、大幅に削減され、更に平成二十年度も全国で一兆円の削減見通しが示されるなど、『三位一体の改革』において国の財政再建を優先させた結果、地方財政を圧縮させ、地方財政危機をもたらしております。特に、過疎・高齢化、地域活力の低下に悩む自治体の財政窮迫は、改善されるどころか益々疲弊していることを踏まえ、財政保障機能と財政調整機能とを保障した、地方交付税の還元による地方財政の拡充と、地方分権を確立する観点から、地方の担う事務と責任に見合った安定的税財源の自治体への移譲、税源配分の見直しを始めとする地域間の財政力の格差の縮小を図り、偏在性の少ない地方税体系の構築に努めるよう、要請するものでありまして、本意見書案に賛成いたします。以上で討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これで討論を終わります。

これから、発議第一九号、地方交付税の還元及び地方税財源の拡充強化と偏在是正に関する意見書案を採決します。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一九号、地方交付税の復元及び地方税財源の拡充強化と偏在是正に関する意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第七、発議第二〇号、高齢者の医療制度の改善を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 高齢者の医療制度に関する意見書案について、小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

七十五歳以上を対象とした新たな「後期高齢者医療制度」が、来年四月より開始されようとしています。多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者だけをひとまとめにし、保険料や医療の内容に格差を付ける医療制度は、世界に例を見ません。この制度は、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、七十五歳以上の全ての高齢者から保険料を徴収することなど、高齢者に差別医療を強いるものです。

また、県広域連合は、保険料決定後に七十五歳以上の健診については、一割負担を求める検討も始めております。医療費削減のみを目的とした制度ではなく、高齢者の生命と健康を守り、人としての尊厳を守りうる医療への転換を、国

及び長崎県後期高齢者医療広域連合、並びに長崎県に強く求め、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 私は、高齢者の医療制度の改善を求める意見書案に賛成する者であります。

後期高齢者の医療制度は、保険料の窓口負担の増加、受けられる医療の内容、高齢者を抱える家族と支援費を負担する現役世代も不安を感じています。

多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者だけをひとまとめにした別立ての医療制度は、高齢者への負担をかけ、生活を圧迫し、医療を受けられない事態が生じます。

医療費削減のみを目的とした制度ではなく、高齢者の生命と健康を守り、人としての尊厳を守りうる医療制度が重要であります。

よって、本意見書案に賛成する者であります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これでは討論を終わります。

これから、発議第二〇号、高齢者の医療制度の改善を求める意見書案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第二〇号、高齢者の医療制度の改善を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣及び長崎県後期高齢者医療広域連合、並びに長崎県知事へそれぞれ送付することにいたします。

日程第八、発議第二一号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第九、発議第二二号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、発議第二三号、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、発議第二四号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項につい

て閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十九年小値賀町議会第四回定例会を閉会します。

― 午後 二時 三十三分 閉会 ―